

市立小学校におけるいじめ重大事態の調査結果の概要について

1. 事案概要

令和 5 年 1 0 月頃、対象児童（高学年）が学校を欠席し、担任が対象児童保護者へ架電する中で、事案を認知した。その後、聞き取りを進め、SNS 上のグループ内で関係児童数名（高学年）が対象児童を繰り返し入退会させたことがわかった。また、関係児童 1 名が SNS 上のグループ内で対象児童に対する好き嫌いアンケートを実施し、関係児童数名が「嫌い」に投票したこと、その結果を関係児童 1 名が SNS を通じて対象児童に知らせ、「しね」と送信したことがわかった。その後、対象児童が学校を欠席するようになったことから、いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項第 2 号）として認定した。

2. 調査組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラーによる調査を行い、市教育委員会および弁護士が指導助言を行った。

3. 調査結果

（1）いじめと認定された事実

- ・ SNS 上のグループ内で関係児童数名が対象児童を繰り返し入退会させた。
- ・ 関係児童 1 名が SNS 上のグループ内で対象児童に対する好き嫌いアンケートを実施し、数名の関係児童が「嫌い」に投票した。また、関係児童 1 名が SNS を通じて対象児童に結果を知らせ、「しね」と送った。

（2）学校の課題

①対象児童の傷つきに対する認識の甘さ

- ・ 本事案は、児童が家庭で使用したスマートフォンの SNS 上で発生したものだが、学校における一定の人間関係から生じたいじめ事案である。学校は、対象児童保護者からの連絡を受けて初めて対象児童の欠席理由を知ることができた。その後すぐに、校内いじめ対策委員会を開催して対応を協議したが、この時の対象児童の心理的な傷つきの深さや対象児童保護者の戸惑いについて、十分な理解が不足していた。
- ・ 対象児童保護者と学校との話し合いの中で、学校側が対象児童の成長を促すような趣旨の発言を行ったことは、間違った認識であった。これは、学校側が対象児童や対象児童保護者の苦しさを十分に認識できていない言葉足らずな表現であり、問題解決の遅れにつながった。
- ・ 関係児童保護者より、自身のこどもも仲間外しにされているのではないかと危惧する問

い合わせが学校にあった。このことに関わって、対象児童へ聞き取りを行う際、対象児童が抱えている心理的な傷つきを十分考慮すべきであるが、丁寧さや心情への配慮が欠けていた。

②初期対応

- ・事案発生後、直ちに校内いじめ対策委員会を開いて対応策について検討したが、SNS上での事案について、全体像を把握する難しさがあった。家庭で使用するスマートフォン上での出来事に学校が関わることに對して疑問を持たれる保護者もあり、理解を得るまでに時間がかかったことも課題として挙げられる。関係児童保護者に対して説明する際には、当初よりいじめ防止対策推進法に則り、学校で一定の人間関係がある児童間におけるスマートフォン上でのいじめ事案は学校からの指導を行うことをはっきりと伝えるべきであった。

③保護者との連携

- ・本事案の対応に関わって、保護者との調整に困難が生じることがあった。これまでも、保護者向けにいじめ防止に関わる啓発を実施してきたが、いじめ防止対策推進法の重大事態に関わるガイドラインについて、知らせていなかったことも要因の一つであり、改善が必要だと捉えている。

(3) 再発防止策

①被害を受けた児童の思いに寄り添い、いじめを行った児童の成長を支援する学校体制の強化

- ・教職員は、児童にとって最も信頼できる相談相手となれるよう、日頃から信頼関係を構築しなければならない。本校でも、事前アンケートを基にした教育相談週間の実施など、児童と直接話す機会を作ってきたが、こうした取組以上に日頃の信頼関係づくりに重点を置くことが重要である。そのために、ICTを活用した健康観察で教職員が児童の思いをくみ取れるよう工夫することや、教育相談週間で聞き取った話を効果的に活用した支援を実施することを全校体制で進めていく。
- ・全教職員がカウンセリングマインドを持って、被害児童の思いに寄り添い、いじめを行った児童の行動改善を支援するために、スクールカウンセラーを講師とした研修会を定期的に行う。また、こどもたちのSOSを早期にキャッチできるよう、日頃からSC、SSW等の専門家との連携を深める。

②一人ひとりが大切にされ、いじめの未然防止に取り組む学校づくり

- ・望ましい人間関係を構築する思考判断力を育成し、いじめの未然防止に取り組む学校づくりをめざし、日頃からのこどもの見守り、指導を継続する。

- ・教職員は、常に児童に向けて「認める・ほめる・励ます」言葉がけを継続し、肯定的なコミュニケーションの重要性を児童に伝えていく。

③児童・保護者を対象とした情報リテラシー教育、いじめ防止啓発の更なる推進

- ・ICT機器の活用は現代の生活に不可欠であり、今後も小学生の日常生活において、ますます「あたりまえ」のツールになると思われる。しかし、小学生のSNSの利用について、情報リテラシー教育が不足している状況であり、使用者の安全を守るためと他者との円滑なコミュニケーションのための両面からの情報リテラシー教育の充実が急務である。児童を対象とした情報リテラシー教育ならびに保護者対象の啓発を継続する。
- ・また、保護者に向けて、いじめ防止対策推進法を基にしたいじめ防止啓発を定期的に行い、被害児童を守るとともにいじめを行った児童の行動改善と成長を支援するために学校と保護者との連携を強化する。保護者向け啓発研修において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、対象児童への支援やいじめを行った児童への指導及び支援についても説明する。

④組織的ないじめ対応力の向上

- ・本事案は、SNS上での誹謗中傷にあたり、対象児童が受けた心理的負担は重大であった。学校はこの重大性を認識し、より組織的な対応を取るべきであったと考える。日頃の児童への指導においても、教員は形式だけの謝罪ではなく、相手の気持ちを推し量る共感性を育み、自分の言動を主体的に改善する指導と支援を行うべきであるが、この点について、教員の指導力が不足していた。このことを踏まえて、再発防止策として、具体的事例から学ぶ研修会を実施し、教員が「いじめ」にあたる事案を敏感に察知できる力や事案の重大性を的確に判断できる力、組織的な対応力、児童の成長を促す指導・支援の力量を高める。特に、いじめを行った児童の保護者には、事案の重大性を十分に説明し、事案内容の調査やいじめを行った児童への指導に関する協力を要請するよう改善する。